

推薦書の作成ならびに推薦基準について

1. 民生委員児童委員・保護司

(1) 推薦書の作成

ア. 本年12月1日現在をもって様式1により作成すること。

※ 様式には戸籍上の名前で、楷書で記入して下さい。

(2) 推薦基準

【表彰の対象】

民生委員児童委員または保護司として10年以上在職している者

【特別表彰の対象】

民生委員児童委員または保護司として20年以上在職している者

2. 民間社会福祉事業団体・施設代表者・常勤役員及び従事者

(1) 推薦書の作成

ア. 本年12月1日現在をもって様式1により作成すること。

※ 様式には戸籍上の名前で、楷書で記入して下さい。

(2) 推薦基準

【表彰の対象】

民間社会福祉事業団体・施設の代表者・常勤役員及び従事者として10年以上在職している者

【特別表彰の対象】

民間社会福祉事業団体・施設の代表者・常勤役員及び従事者として20年以上在職している者

(3) 従事期間の算定

ア. 民間社会福祉施設の従事者にあつては、公立社会福祉施設の現業職員の期間を通算することができる。但しその場合は、この規定により表彰・感謝を受けていない者に限る。

イ. 同一法人に従事している者については、町外勤務期間を通算することができる。

ウ. 育児休暇などの休業期間は通算されない。

エ. パートなどの期間は通算されない。

(4) 対象

ア. 民間社会福祉事業団体とは、社会福祉を直接の目的とする町内の社会福祉団体をいう。

イ. 施設とは、社会福祉法第2条に規定する施設及び更生保護施設並びに地域作業所をいう。

3. 社会福祉に寄与した者、及び団体

(1) 推薦書の作成

ア. 本年12月1日現在をもって様式1により作成すること。

※ 様式には戸籍上の名前で、楷書で記入して下さい。

(2) 推薦基準

【表彰の対象】

ア. 地域の福祉活動に積極的に10年以上、協力援助した者または団体

イ. 社会福祉施設・団体等に対し10年以上、協力援助した者または団体
但し、福祉協力援助者は一般住民及び団体とし、民生委員児童委員・保護司・社会福祉団体役職員等で現職にある者は除かれる。

【特別表彰の対象】

地域の福祉活動に積極的に20年以上、協力援助した者または団体

【感謝の対象】

ア. 葉山町社会福祉協議会または共同募金会葉山町支会に対して、年度間に50万円以上の金品（物品については評価額）を寄付若しくは寄託した者または団体

イ. 葉山町社会福祉協議会または共同募金会葉山町支会に対して、数年度に渡り寄付を続け、その合計額が50万円以上となった場合その者または団体

ウ. その他社会福祉の進展に大きく寄与した者

4. 葉山町社会福祉協議会の役員・評議員及び専任職員

(1) 推薦書の作成

ア. 本年12月1日現在をもって様式1により作成すること。

※ 様式には戸籍上の名前で、楷書で記入して下さい。

(2) 推薦基準

【表彰の対象】

葉山町社会福祉協議会の役員・評議員及び専任職員として10年以上在職している者

【特別表彰の対象】

葉山町社会福祉協議会の役員・評議員及び専任職員として20年以上在職している者

(3) 従事期間の算定

ア. 上記の従事者にあつては、法人化以前は、従事期間として通算することができない。

イ. 育児休暇などの休業期間は通算されない。